

介護老人保健施設入所

重要事項説明書（利用約款）

介護老人保健施設入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ことぶき（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出した時から、効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

6 利用者（身元引受人）の都合により、極度額を超える見込みがある場合は利用者（身元引受人）と当施設との協議の上、極度額を再設定する場合がある。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第 10 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

- 第 12 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第 13 条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の故意・過失と認められる事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の故意・過失と認められる事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

- 第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

平成 24 年 6 月 16 日一部改正
平成 30 年 4 月 1 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正

<別紙1>

介護老人保健施設ことぶきのご案内

1 事業者の概要

事業者の名称	医療法人社団 圭泉会
主たる事業者の所在地	旭川市東旭川町下兵村252番地
法人種別	医療法人
代表者の氏名	理事長 直江 寿一郎
電話番号	0166-36-1559

2 ご利用施設

施設の名称	介護老人保健施設 ことぶき
施設の所在地	旭川市東旭川町上兵村35番地5
管理者の氏名	河野 賢司
電話番号	0166-36-1940

3 施設の目的と運営の方針

施設の目的	施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目的とします。
運営の方針	(1) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めます。 (2) 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

4 施設の概要

(1) 建物

建物	構造	鉄筋コンクリート造り7階建て(内1、2、3階部分)
	延床面積	4,993平方メートル
	入所定員	100名(うち認知症専門棟 50名)

(2) 居室(療養室)

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
1人部屋	12室	155.95㎡	13.00㎡
2人部屋	12室	197.44㎡	8.23㎡
4人部屋	16室	542.92㎡	8.48㎡

(3) 主な設備

設備の種類	数	面積	備考
診察室	2	32.76 m ²	2階・3階
食堂	2	203.2 m ²	2階・3階
談話ホール	14	384.03 m ²	2階・3階
機能訓練室	1	138.41 m ²	1階
一般浴室	2	51.93 m ²	2階・3階
特殊浴室	2	16.13 m ²	2階・3階
洗面・トイレ	32	217.51 m ²	2階・3階
サービスステーション	2	138.71 m ²	2階・3階
洗濯室	4	28.63 m ²	2階・3階
乾燥室	4	32.41 m ²	2階・3階
汚物室	2	8.65 m ²	2階・3階

5 職員体制

職種	員数	
医師(施設長)	1名以上	
薬剤師	0.3名以上	(非常勤)
看護職員	9.6名以上	
介護職員	23.8名以上	
介護支援専門員	1名以上	
支援相談員	1名以上	
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	1名以上	(通所リハビリ勤務)
管理栄養士	1名以上	
事務員	1名以上	

8 非常災害時の対策

平常時の訓練	①防火教育及び基礎訓練(消火・通報・避難)・・・年1回以上 ②入所者を含めた総合訓練・・・年1回以上 ③非常災害用設備の使用方法的徹底・・・随時
防災設備	スプリンクラー、避難階段、自動火災報知器、ガス漏れ報知器、誘導等、防火扉、屋内消火栓、非常通報装置、漏電火災報知器、カーテン・布団等は防火性能のあるものを使用しております。

9 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

面会	・面会時間 9時～19時 ・来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。 (面会用紙は事務受付に用意してあります。)
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰所日時を職員に届け出てください。 (外出・外泊用紙は各階のナースステーションにご用意しております。)
居室・設備・備品の利用	施設内の居室や設備、備品は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただくことがあります。

喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は堅くお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持金品の管理	利用者、家族にて管理をお願いします。 金銭の自己管理が困難な方は、事務にてお預かりさせていただきます。
宗教活動 政治活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

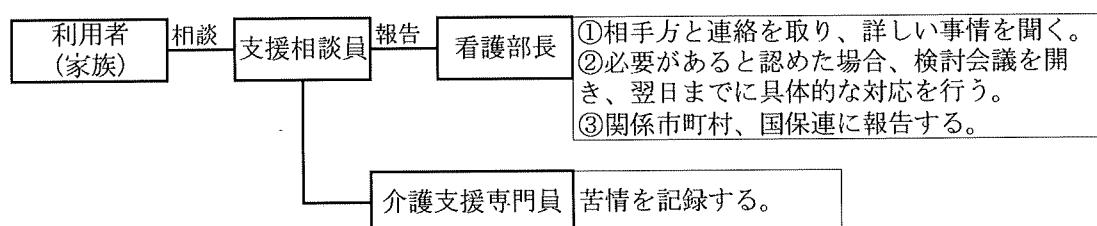
10 事故発生時の対応

当施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。サービスの提供に伴って、事業者の故意・過失と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、利用者の損害を賠償します。

11 A 苦情等申し立て窓口

当施設のサービスについて、ご不明な点や疑問・苦情がございましたら、当施設支援相談員、関係市町村及び国保連(国民健康保険団体連合会)までお気軽にご相談ください。
旭川市(0166-26-1111)、国保連(011-231-5161)

B 苦情処理の手順



施設入所サービス料金表

(令和7年4月1日改定)

多床室					※日額・1割					個室					※日額・1割				
介護度	基本型	居住費	食費	合計						介護度	基本型	居住費	食費	合計					
要介護1	793	437	1,445	2,675						要介護1	717	1,728	1,445	3,890					
要介護2	843	437	1,445	2,725						要介護2	763	1,728	1,445	3,936					
要介護3	908	437	1,445	2,790						要介護3	828	1,728	1,445	4,001					
要介護4	961	437	1,445	2,843						要介護4	883	1,728	1,445	4,056					
要介護5	1,012	437	1,445	2,894						要介護5	932	1,728	1,445	4,105					

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は多床室ご利用で居住費が〈第1段階〉0円 〈第2段階〉430円 〈第3段階〉430円(日額)に減額されます。

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は個室ご利用で居住費が〈第1段階〉550円 〈第2段階〉550円 〈第3段階〉1,370円(日額)に減額されます。

※上記は1割負担の料金になります。介護保険負担割合証に応じて割合が変更になる場合があります。

<加算料金:加算料金は、該当される方のみ対象となります>

		加算算定名	金 額 (1割)	加算算定に当たっての根拠、または要件等
加 算 料 金	初 期 加 算	初期加算Ⅱ	30円/日	新規の入所後の30日間に限る。再入所の場合も一定期間経過で算定
		認知症ケア加算	76円/日	認知症専門棟ご利用の方の場合
		短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	258円/日	入所後3ヶ月以内のリハビリテーション実施について算定
		認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	240円/日	認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱに加え、退所後の居宅又は施設等を訪問し計画を策定した場合
		認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	120円/日	認知症心理検査にて一定程度の点数の方に対して週3回を限度として入所後3ヶ月以内のリハビリテーション実施について算定
		認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所日から7日間を限度)	200円/日	医師が、在宅の利用者で認知症の行動・心理症状が認められるため緊急に介護保健施設サービスが必要であると判断し入所した場合
		外泊時費用(月6日のみ)	362円/日	外泊した場合、上記基本サービス費に代わり算定
		在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	51円/日	基本型を算定中に在宅復帰に関して一定の取り組みをした場合
		サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円/日	介護職員のうち、介護福祉士の割合が80%以上配置の場合。勤続10年以上の介護福祉士が35%以上
		夜勤職員配置加算	24円/日	夜勤を行う看護・介護職員が2名を超えて配置の場合
		協力医療機関連携加算	50円/月	病状が急変した場合において適切な対応を行う体制を確保している場合
		高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10円/月	医療機関と連携を取り感染対策を行った場合
		高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5円/月	医療機関と連携を取り感染対策を行った場合
		新興感染症等施設療養費 (月に1回、連続する5日間を限度)	240円/日	厚生労働大臣が定める感染症に入所者が感染し適切な対策等を行った場合
		療養食加算	6円/回	医師や管理栄養士の管理の下、心身の状況により適切な食事の提供を行った場合
	安 全 対 策 体 制 加 算	安全対策体制加算	20円	事故発生防止のため組織的に安全対策の体制を備えている場合
		リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ	33円/月	リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を共有している場合
		介護職員等処遇改善加算Ⅰ	個人別	所定単位数にサービス加算率(7.5%)を乗じた単位数 (所定単位数:介護基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)
		入 退 所 時 の 加 算	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ(ロ)	70円/回
	再入所時栄養連携加算		200円	再入所者に対し医療機関の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合
	退所時栄養情報連携加算 (月に1回を限度)		70円	管理栄養士が退所先の医療機関等に対し栄養管理に関する情報の提供を行った場合
	入所前後訪問指導加算Ⅰ		450円	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合
	入所前後訪問指導加算Ⅱ		480円	入所前後訪問指導加算Ⅰに加え、生活機能の具体的な改善目標を定めると共に、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
	退所時情報提供加算Ⅰ		500円	居宅への退所後の主治医に対し入所者の診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合
	退所時情報提供加算Ⅱ		250円	退所後の医療機関に対し入所者の診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合
入退所前連携加算Ⅰ	600円		入退所連携加算Ⅱに加え入所予定日30日以内又は入所後30日以内に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合	
入退所前連携加算Ⅱ	400円		退所後、居宅サービスを利用する場合に居宅介護支援事業者に対して診療状況を示す文書を添えて情報提供を行い居宅介護支援事業者と連携してサービスの調整を行った場合	
医 療 的 加 算	所定疾患施設療養費Ⅱ (月に1回、連続する10日間を限度)		480円/日	肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪について投薬・検査・注射・処置等を行った場合
	緊急時治療管理 (月に1回、連続する3日間を限度)	518円/日	入所者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要となった場合に、緊急的な治療管理として、投薬・注射・検査・処置等を行った場合	

<その他利用料金>

	項目	料金	備考
1	日用品費	100円/日	タオル、入浴用品等
2	特別な室料(個室)	500円/日	2階入所の場合のみ
3	特別な室料(2人部屋)	200円/日	2階入所の場合のみ
4	クリーニング代	実費	ご希望の方には料金表をお渡ししております。契約は個別にお願い致します
5	その他	実費	健康管理費(各種予防接種) 各種文書料(健康診断書、保険医療申請書等)

個人情報の利用目的

介護老人保健施設 ことぶき

介護老人保健施設ことぶきでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

I. 〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

1. 当施設が利用者等に提供する介護サービス
2. 介護保険事務
3. 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ①入退所等の管理
 - ②会計・経理
 - ③事故等の報告
 - ④当該利用者の介護・医療サービスの向上

II. 〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

1. 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ①利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ②利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ③検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ④家族等への心身の状況説明
2. 介護保険事務のうち
 - ①保険事務の委託
 - ②審査支払機関へのレセプトの提出
 - ③審査支払機関又は保険者からの照会への回答
3. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

上記以外の利用目的

I. 〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

1. 当施設の管理運営業務のうち
 - ①医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ②当施設において行われる学生の実習への協力
 - ③当施設において行われる事例研究
 - ④当施設において行われる行事等の発表掲示（撮影した写真等の掲示も含む）

II. 〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

1. 当施設の管理運営業務のうち
 - ①外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設 入所利用同意書

介護老人保健施設ことぶきを入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙1、別紙2、別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

〈利 用 者〉

住所

氏名 ㊞

〈利用者の身元引受人〉

住所

氏名 ㊞

電話番号

〈利用者の連帯保証人〉

住所

氏名 ㊞

電話番号

介護老人保健施設ことぶき

管理者 河野 賢司 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏名	続柄()
住所	〒
電話番号 (携帯電話)	

【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

氏名	続柄()
電話番号	
氏名	続柄()
電話番号	
氏名	続柄()
電話番号	
氏名	続柄()
電話番号	